



親の仕事が関係あるの？

履歴書と家族欄のこと

人権教育推進員 新井則子

私の家は母子家庭で、母がいくつもの仕事をしながら育ててくれました。私は、高校受験の時や学生時代アルバイトをする時に履歴書を書く「保護者の職業」に悩んだことを思い出します。「家庭状況、親の職業、生まれた所：私にはどうすることもできないことで、もし採用されなかったら…」今思えば「親の仕事が関係あるの？」

「全国高等学校統一用紙」から

昭和30年代半ば企業や会社による被差別部落出身の高校生たちへの就職差別が続きました。企業が独自に作成した応募書類には差別につながる事項が多く含まれていました。当時の被差別部落出身の高校生たちの就職差別反対の声が、部落解放運動につながり、さらに在日外国人、母子家庭など、それぞれの立場で差別を訴え、それを支援する運動が全国に広がりました。

昭和30年代半ば企業や会社による被差別部落出身の高校生たちへの就職差別が続きました。企業が独自に作成した応募書類には差別につながる事項が多く含まれていました。当時の被差別部落出身の高校生たちの就職差別反対の声が、部落解放運動につながり、さらに在日外国人、母子家庭など、それぞれの立場で差別を訴え、それを支援する運動が全国に広がりました。

差別に苦しむ人たちが社会を変えてきた様々な人権運動によって私の人権も尊重されてきたことに感謝しながら、私自身も人権が尊重できる人になりたいと思っております。

これにより当時の文部省、労働省及び全国高等学校長協会の協議により定められた様式が「全国高等学校統一用紙」として、昭和48年（1973年）度から全国的に使用されるようになりました。そして現在の履歴書も改正されています。

個人を尊重する運動の成果

採用・選考における「本人の適性と能力に関係のないことは書かせない」取り組み

◎削除された記入欄

- * 「本籍」欄
- * 保護者に係る「本人との続柄」欄
- * 保護者の「年齢」欄
- * 「家族」欄
- 平成8年（1996年）削除
- * 「保護者」欄
- * 「印鑑」欄
- 平成17年（2005年）削除

▽改定された名称と記入欄

- * 履歴書 身上書は、統一して履歴書に
- * 「男・女」欄は、「性別」欄に
- * 「履歴」欄を「学歴・職歴」欄とし、高等学校入学から記入する方式になりました。

平成8年（1996年）改定

このように個人の尊重をめざした運動によって、つぎつぎと法律が改正されています。

しかし、いまだに取り組みを理解せず企業が独自に作成した「社用紙」や戸籍謄本を求めるといった事例が、後を絶たない事実があります。

私たちは毎日の生活の中で、何が問題なのか「気づく」人権感覚を養うことが必要です。

「日本国憲法」

昭和21年（1946年）

第14条 「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、社会的関係において、差別されない。」

「職業安定法」

昭和22年（1947年）

第3条 「何人も、人種、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、・・・差別的取り扱いを受けることはない。」